

—— 繰上償還に関する注意事項 ——

1. 最新の償還表について

平成30年1月に実際に適用されている貸付利率が変更されました。

ア 平成29年12月までに貸付けを受けた方は、平成30年1月に所属を通して配付しました「2018年1月1日」の月日が記載されたものが最新の償還表です。

イ 平成30年1月以降に一部繰上償還した方は、一部繰上償還した翌月の月日が記載されたものが最新の償還表です。

2. 未償還元金の年月について

申出書の「〇年〇月現在」は申込月ではなく、償還する月を記入してください。

3. 経過利息の計算について

ア 平成19年3月以前に貸付けを受けたものは、月利0.1050%(注)(介護構造部分に係る貸付けは、月利0.0833%)に前回のボーナス償還からの経過月数を乗じてください。

イ 平成19年4月以降に貸付けを受けたものは、月利0.1100%(注)(介護構造部分に係る貸付けは、月利0.0883%)に前回のボーナス償還からの経過月数を乗じてください。

ウ 経過月数は、最後に償還した月の翌月から起算してください。

(例：9月に償還する場合は、6月ボーナス償還の翌月7月から3か月経過)

(注) 詳しくは、〈貸付利率の特例について〉(4頁)を参照してください。

4. 賦金率について

賦金率は、貸付年月・貸付種別によって異なります。

特にボーナス償還の賦金率は、介護構造部分に係る賦金率との間違いがありますので、注意してください。

詳しくは、「賦金率表の種別」(52頁)を参照してください。

5. 申出の締切について

償還したい当月に申し出ることにはできませんので、償還したい月の前月に申し出てください。

締切については、貸付事務の手引きを参照してください。

ア 一部繰上償還申出書提出締切・・・55頁

イ 全額繰上償還申出書提出締切・・・57頁

〔平成19年4月以降の貸付け用記入例〕

※平成29年12月までに貸付けを受けたものは、平成30年1月利率変動のため、償還表が更新されています。